

「ひき逃げ」「事故後の重ね飲み」で立件できないなら

この事故で亡くなった岩崎元紀さん。両親は、「危険運転致死傷罪」の正しい適用を求めて署名活動を展開し、7月2日までに7万1192人ぶんを集めたという

# 署名運動にご協力下さい！

**泥酔運転には  
危険運転致死罪を**

この署名は、  
東京地検八王子支部  
に届けます

2023-07-10

速路先

しかし、「ひき逃げ」や「重ね飲み」によつて適用できない可能性がある。悪質な運転者を取り締まれないとしたら、この新法、宝の持ち腐れではないのか。

「加害者が『危険運転致死傷罪』で起訴されなかつたこと

とに、加害者の事故当日の足取りを追つてみよう。

めにも刑法の正しい運用を求めて訴え続けてきたのです」

市の岩崎祐一さん(50)と悦子さん(51)夫妻だ。岩崎さんの三男で専門学校生の元紀さん(当時19歳)が事故に遭ったのは、今年1月23日、午後11時過ぎのこと。原

●午後1時 ハフを出でコインパークリングまで歩いたが、酔ついのために路上でふらついて転倒。同僚が2度にわたり「俺が運転する」と申し出たが、「大丈夫だ」と答えて運転席へ。しかし、キーを鍵穴になかなか入れられず、バー

これほど悪質な事故でありながら「無罪の可能性」を理由に起訴を見送った検察に対して、両親は上申書で抗議した

● 午後11時13分ごろ、逃走中に前方の原付きバイク（元紀さん）に気づかず追突。元紀さんの体が自車のフロントガラスに当たって落ちたのを見たにもかかわらず、元紀さんの体を引きずつたまま高速度で約100km/h走行。さらに事故現場から600m先のトンネル内まで逃走して一旦停止。

● 午後11時21分ごろ、飲酒運転の発覚を恐れ、近くのコンビニでカクテル酒を購入。直ちに酒を飲み、ほぼ飲み終わつたビンを車の中に置いてその場を立ち去つた。

キングの精算機に紙幣を挿入することもできなかつた。

## 無罪判決が怖い 検察庁の「弱腰」

本日1月2日  
刑法の一部が改正され「危険

さん)に気づかず追突。元紀さんの体が自車のフロントガラスに当たって落ちたのを見たにもかかわらず、元紀さんの体を引きずつたまま高速度で約100km走行。さらに事故現場から600m先のトンネル内まで逃走して一旦停止。

もちろん、岩崎さん夫妻をはじめ周囲のだれもが、「この事故は、東京都内で初の危険運転致死傷罪適用事件になるに違いない」と信じて疑わなかつた。ところが、東京地検八王子

①アルコールまたは薬物の影響により、正常な運転が困難な状態で、自動車を走行さ

ちなみに、「危険運転致死傷罪」は、次のような運転行為を故意に行い、それによつて人を死傷させた四輪以上の車の運転者に適用されることになつてゐる。

支部は、この加害者を「業務上過失致死傷罪」と「道路交通事故違反」(ひき逃げ)で起訴しただけで、新設された「危険運転致死傷罪」については不間に付したのである。「こんなにも悪質な事故なのに、なぜ……」

4月24日、公判を傍聴した岩崎さん夫妻は、事態がのみ込めず、翌日、担当検事に直接事情を聞きに行った。

「検事も悔しそうにはしていました。しかし、事故の直接の原因は、あくまでも加害者の前方不注意。飲酒運転については、被告が事故後に重ねた飲みをしているため、事故時のアルコール濃度の立証が難しく、仮に危険運転致死傷罪で起訴しても無罪になる可能性がある、と言われたのです。」

ルコールまたは薬物の影響より、正常な運転が困難な態」にはあたらないのか。

③人または車の進行を妨害する目的で、通行中の車に著しく接近し、かつ、重大な交通事故を生じさせる度で、自動車を運転する行為で、自動車を運転する信号（警察官の手信号など）を殊更に無視し、かつ、大きな交通事故を生じさせる速度で自動車を運転する行為

久野被告の運転時の状態については、冒頭陳述でも述べられたように、本人の供述ほか、同乗していた同僚の言や警察、検察の裏付け捜査などによって、その危険性かなり具体的になつていて、たとえば、

「午後8時から11時まで2人のパブで水割りを飲み、路でぶらついて転倒。エンジンキーもなかなか差しこむことができなかつた……」

このような状態は、①の「

それから2週間後の6月6日  
「訴因追加」というかたちで  
罪名によく「危険運転致

「息子の事故が危険運転致死傷罪にあたらないなら、ほかのどのような事件にこの罪が適用されるのでしょうか。」  
のようない判断を許せば、重ね飲みやひき逃げをする悪質な運転者がますます増えてします。私は正しい判例を残すためにも、最後まで闘つつもりでした」

岩崎さん夫妻は、まず検察庁に上申書を提出し、訴因を「危険運転致死傷罪」に変更するよう訴えた。5月14日に森山真弓法務大臣と面談。危険運転致死傷罪の起訴基準が明確でない実態を訴え、この事件の訴因変更を求めた上申書も手渡した。また、同罪適用を求める署名運動を事故現場周辺で展開した。

活動の成果は、着実に表始めた。

5月22日、検察は道路交通法違反（酒気帯び運転）で久野被告を追起訴。この時点でまだ、危険運転致死傷罪での起訴には至らなかつたが、

